

建設工事に伴う
安全運転管理事例集
(第7集)

2022年4月

一般社団法人日本建設業連合会
公衆災害対策委員会交通対策部会
建設三団体安全対策協議会

交通事故防止 10 戒

- 1 飲酒運転は絶対にしない。
- 2 安全速度を守る。
- 3 カーブでは必ずスピードを落とす。
- 4 交差点では必ず安全を確かめる。
- 5 横断歩行者を守る。
- 6 車間距離をとる。
- 7 わき見運転をしない。
- 8 追越し禁止区間での追越しはしない。
- 9 シートベルトは必ず着装する。
- 10 走行中は携帯電話の使用はしない。

は し が き

安全委員会交通対策部会では、このたび建設工事に伴う安全運転管理事例集第7集を発行しました。

「第6集」が、2003年に発行されて以降7年が経過し、その内容等について改訂の必要性があったことや、交通安全点検の際に、点検員の目にとまった「ダンプ運転ルール」や「安全運転日報」等の安全管理に関する現場の創意工夫等の好事例を新たに追加することで、建設工事現場における交通事故防止対策がより一層効果的に推進されることを期待して作成しました。

また、改訂に当たっては、内容的に重複している部分を整理し、構成を一部改めました。

本事例集が、建設工事に伴う交通事故防止に幅広く活用されることを願っております。

2010年4月

(社) 土工協 安全環境対策本部
安全委員会 交通対策部会
建設五団体安全環境対策協議会

2011年4月、日建連、土工協、建築協の3団体が合併し、新日建連が発足しました。新日建連には安全対策本部が新設され、交通対策部会は安全委員会に所属しております。

また、2011年4月、日建連、道建協、埋浚の3団体で建設三団体安全対策協議会が設置されました。

2012年7月

日 建 連 安全対策本部
安全委員会 交通対策部会
建設三団体安全対策協議会

日建連は、2013年4月1日に、社団法人から一般社団法人に移行すると同時に、委員会等の組織の再編等を実施いたしました。その結果、安全関係部門として安全委員会、新設の「公衆災害対策委員会」、鉄道安全委員会の3委員会が置かれ、活動していくことになり、現在に至っております。

交通対策部会は、安全委員会から離れて、新設の「公衆災害対策委員会」に所属することになり、引き続き活動しているところです。

2014年4月

一般社団法人 日本建設業連合会
公衆災害対策委員会 交通対策部会
建設三団体安全対策協議会

目 次

〔運転者等安全管理関係〕

1	安全運転管理要領	1
2	現場交通担当責任者の任命	5
3	工事用車両の安全運転管理（管理フロー）	6
(1)	工事用車両届（別紙1）	7
(2)	入場許可車両一覧表（別紙2）	8
(3)	車両入場許可証（別紙3）	9
(4)	ダンプ運搬ルール（別紙4）	10
(5)	苦情KYマップ（別紙5）	11
(6)	緊急時連絡体制表（別紙6）	12
(7)	新規入場運転者の皆さんへ（別紙7）	13
4	新規入場者教育シート	14
5	ヒヤリ・ハット運動	15
6	交通－KY運動	16
7	ダンプカーの運転日誌	17
8	運行記録計（タコグラフ）の見方	18
9	デジタルタコグラフを活用した安全運転管理	20
10	土砂運搬の誓約書「土砂運搬における順守事項」	22

〔安全教育関係〕

1	新規入場時教育実施記録	23
2	ドライブレコーダー等を活用した安全教育	26
3	自動車運転の交通事故防止（10か条）	27
4	ダンプカーの日常点検のポイント	28
5	「交通危険マップ」を活用しての交通事故防止	29

〔安全点検関係〕

1	ダンプカーの日常点検基準	30
2	ダンプカーの積載制限姿図	31
3	ダンプカーの簡易点検表	32
4	ダンプカーの追跡調査点検表	33
5	工事事務所・店社パトロール交通安全点検表による点検指導	34
6	道路使用現場チェックシート	35

〔重機等安全管理関係〕

1	建設機械安全自主点検表	37
	(1) クラムシェル等安全自主点検表	38
	(2) ブルドーザー系等安全自主点検表	39
	(3) ダンプカー等日常点検表	40
2	特定作業計画書の作成	41

〔近隣等対策関係〕

1	建設工事開始のお知らせ	45
2	地元町会との工事協定書締結	46

〔運転者等安全管理関係〕

安全運転管理要領

「安全運転管理要領」の対象車両は、土砂運搬ダンプカー、作業員送迎車のほかに移動式クレーン等重機車両となっており、新規入場者教育のときにそれぞれの運転者に対し、本要領の周知徹底を図っている。

その内容は、管理項目（確認伝達事項）と安全運転心得で構成されており、前者は10項目、後者は「車両安全心得」19項目、「車両系建設機械安全心得」9項目、「移動式クレーン安全心得」17項目に区分され、具体的にわかりやすく解説している。

(1) 管理項目（確認伝達事項）

- ① 作業手順、作業計画の確認
- ② 安全運転管理者・運行管理者の選任、届出の確認
- ③ 資格者の確認（本証での確認）
 - 免許保持者、技能講習修了者、特別教育修了者
- ④ 車検等の実施と任意保険加入の確認
 - 車検及び定期点検整備記録の確認
 - 任意保険加入状況の把握
- ⑤ 健康状態の確認
 - 運転者の健康診断の実施状況を確認する。
 - 疲労した場合、一般的には次のような兆候があらわれるので、運転中止等の予防措置を講ずること。
 - ・顔つき：表情がなくなる。ほほがこける。血色が悪く皮膚につやがなくなる。
 - ・目つき：しょぼしょぼした眼つきになり、まばたきが多く、まぶたがぴくぴく痙攣する。
- ⑥ 非常信号用具等の装備確認
 - 発炎筒（使用期限4年）、赤ランプ・赤旗、停止表示器材を装備しているか確認する。
- ⑦ 積載違反等をしない。
 - 積載重量を超過して運転し、ハンドル操作、ブレーキの効力等に悪影響を与えないこと。

- 土砂等の落下及び飛散防止を確実に実施する等、荷崩れを起こさせない方法で輸送すること。
- 長尺物、幅広物等荷台をはみ出して荷積する時は出発地警察署長の制限外積載等の許可証を携帯して運転をすること。

⑧ 運搬ルートの設定と緊急連絡体制の確立

- 運搬ルートを選定し、交通危険マップと緊急連絡一覧表が運転者に携帯されているか確認する。

⑨ 鍵の管理

- 所定の運転者は、届出以外の運転者に車両操作をさせないために、運転席を離れる場合は鍵を抜き取り自分で保管すること。

⑩ 運行記録の確認

- タコメーターを確認し長時間労働になっていないかを確認すること。
- タコメーターを確認し制限スピードの順守状況を確認すること。

(2) 安全運転心得

運転取扱いによる危害を防止するため、次の安全心得を伝達し順守するように自主管理させること。

ア 車両安全心得

- ① 交通ルールを守り、常に安全運転を心掛けること。
- ② その日の作業内容、方法、合図、車両の運行経路などミーティングによって理解し順守すること。
- ③ 運転開始前に、ブレーキ及びクラッチに異常がないか、必ず点検すること。
- ④ 運転業務に適した服装・履物のほか、安全靴や保護帽を使用すること。(適用除外、作業員送迎用車両)
- ⑤ 運転席や荷台への昇降は、備え付けのタラップ、梯子等を用いて行うこと。
- ⑥ 荷台に人を乗せて運行しないこと。
- ⑦ 運転室の清掃を心掛け、油などで汚れた手でハンドル・レバー類を操作しないこと。
- ⑧ わき見運転をしないこと。
- ⑨ 運転中はラジオ等のボリュームを必要以上に高くしないこと。また、携帯電話を使用しないこと。

- ⑩ 無理や乱暴な運転をしないこと。
- ⑪ 運転中は、突発的な事態に備え、即時停止できるように常に心掛けること。
- ⑫ 発進・後進は、原則として誘導者の合図によって行うこと。
- ⑬ 決められた制限速度を守って運転すること。
- ⑭ 人が近くにいるところでは作業及びダンプアップを行わないこと。また、人が近づいてきたときには、運転を一旦停止して警告すること。
- ⑮ 運転中は運転席から離れないこと。また、斜路等に駐車する場合は、車止めをすること。
- ⑯ 崖っぶちや軟弱な路肩、法肩には近づかないこと。
- ⑰ ガソリントankや爆発危険のある箇所では、火花防止装置を排気装置に取り付けること。
(特に施主等の指示がある場合)
- ⑱ 作業員の送迎車両の運転者に対しては、作業量の軽減、作業時間の短縮等を考慮し通勤災害を防止すること。
- ⑲ 土砂の搬出・搬入については、定められた運行経路を通行すること。

イ 車両系建設機械安全心得

- ① 作業計画、作業手順を良く理解し順守すること。作業に変更が生じた場合は作業を中断し、上司の指示を仰ぐこと。
- ② 使用する機械の能力、安全装置、安全度、最大使用荷重などの構造上決められた要件を超えて使用しないこと。
- ③ 車両系建設機械は、その用途以外に使用しないこと。
- ④ 立入禁止措置、又は誘導員の配置を行うこと。
- ⑤ ブルドーザー、パワーショベル、ずり積機などで岩石の落下危険のある箇所で作業をするときは、ヘッドカバーのついたものを使用すること。
- ⑥ 作業中止前及び作業終了後は、アタッチメントを地面に降ろし、クラッチを切り、ブレーキを確実にかけ、キーを抜いて保管すること。
- ⑦ 掘削土は、法肩より掘削深さ以上離して積み置きすること。
- ⑧ 機械掘削の場合、埋設物を損傷させないように操作することは勿論のことであるが、万一損傷させたときは、速やかに責任者に報告し、必要な指示を受けること。
- ⑨ 電線や障害物のあるところでアームを旋回する作業は、誘導員の合図によって行うこと。

ウ 移動式クレーン安全心得

- ① 作業計画、作業手順を良く理解し順守すること。作業に変更が生じた場合は作業を中断し、上司の指示を仰ぐこと。
- ② 使用する移動式クレーンの最大能力、定格荷重、安全度、安全装置など構造上決められた要件を超えて使用しないこと。
- ③ クレーン旋回範囲内立入禁止措置を確実に実施すること。
- ④ 安全装置は常に作動する状態にし、機能を失わせないこと。
- ⑤ 過負荷警報装置が作動したときには一旦停止し、もとの安全な状態にしてから運転すること。
- ⑥ 設置する場所の地山状態を確認する。軟弱地盤上で使用する場合は、地盤改良及び鉄板等を敷いて転倒防止措置を講じて使用すること。
- ⑦ アウトリガーは十分に張出して使用すること。
- ⑧ 鉄板を敷いて作業する場合はアウトリガーを鉄板の中央に設置すること。
- ⑨ 決められた合図に従い運転し、荷の状態に注意すること。
- ⑩ 荷を吊る場合は、クレーンフックを荷の重心の真上にし、斜め吊りしないこと。
- ⑪ 急激なレバー操作、ブレーキ操作などはしないこと。
- ⑫ 荷の下に人を立入らせないこと。
- ⑬ 荷を吊り上げた状態で運転席を離れないこと。
- ⑭ 電線の近くで作業する場合は、専任の監視員を置いて行うこと。
- ⑮ 運転中、移動式クレーンの各部に異常を認めたときは、直ちに運転を停止し、原因を調べるとともに、作業指揮者に連絡すること。
- ⑯ 組立と、解体作業のある場合は、作業指揮者を明確にし、作業方法・順序を打ち合わせてから行うこと。
- ⑰ 強風（10分間平均風速が毎秒10m以上）の時は作業を中止すること。

現場交通担当責任者の任命

建設現場では、現場に出入りする協力会社、資材搬入業者等の自動車及び現場付近の一般交通によって発生する交通事故を防止するための対策を実施しなければならない。

また、建設現場における交通対策は、広範囲であることから、現場所長、道交法上の安全運転管理者を補佐する現場交通担当責任者を選任すると効果的である。

任 命 書

○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ JV

○ ○ 作 業 所 長

○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付で貴殿を○○○○○再開発事業○○○工場の現場「交通担当責任者」に任命する。

.....

確 認 書

上記の任命の件、現場交通担当責任者の職務を遂行し、事故・災害の防止に努めることを承諾しました。

年 月 日

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

工所用車両の安全運転管理 (管理フロー)

- (1) 工所用車両の入場許可申請受理 [別紙 1]
- 「工所用車両届」
 - ① 全建統一様式に「免許更新日」「健康診断受診日」及び「血压」に記入欄を加えるなど利用し易くした。
 - ② 本届書に「運行ルート図」を添付させている。(現場から処分場までの経路図)
- (2) 入場許可車両一覧表の作成 [別紙 2]
- 工所用車両を確認し入場許可車両一覧表を作成
 - ① 運転者名は、事務係員が記入する。
 - ② 運転者の決まっていない車両には入場許可をしない。
ただし、1台に複数の運転者を申請するのは認める。
- (3) 入場許可証の発行 [別紙 3]
- ① 運行中は、常に携帯し、フロントガラスの内側の見易い位置に表示する。
 - ② 警備員が許可証と車両番号を確認し、入場を許可する。
 - ③ 許可証を携帯していない車両は入場させない。
 - ④ 許可証発行の際、「運行ルート図」及び「積載荷姿写真」のほか、
 - ・ 「ダンプ運搬ルール」 [別紙 4]
 - ・ 「苦情 KY マップ」 [別紙 5]
 - ・ 「緊急時連絡網」 [別紙 6]を添付する。
- (4) 運転者教育の実施
- 新規運転者入場教育
「新規運転者の皆さんへ」を配布する。 [別紙 7]
 - ① 運転者 1 名につき 2 枚 (運転者携帯用、元請に返却用) を配り、返却用には「受講日、車両番号、受講者名」を記入して元請側に返却する。
 - ② 元請側は、返却用を受領したら、車両番号、受講者名を確認し、「入場許可一覧表」の新規教育実施確認欄に受講者名を記入する。
 - 一般運転者教育
 - ① 交通安全に関する計画的な運転者教育の実施と記録を作成する。
 - ② 実際に発生した交通事故事例を題材にした研究や全員参加方式による危険予知訓練等を実施するほか、日建連主催の CPDS 認定講習会等に積極的に参加させる。

入場許可車両一覧表

○ ○ ○ 工事事務所

連番	使用者	車両番号	許可番号	許可証発行日	運転者	新規教育 実施確認 (事務担当者)
例	○○○工業	練馬 11 ㄥ 00-00	○○○ 1	2018. 10. 10	甲乙太郎	乙丙
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

所 長				

〇〇〇地区第1種市街地再開発事業

工事

車両入場許可証

練馬11や00-000

★ この許可証は、フロントガラスの内側の見易い位置に表示してください。

★ コピーのものは無効です

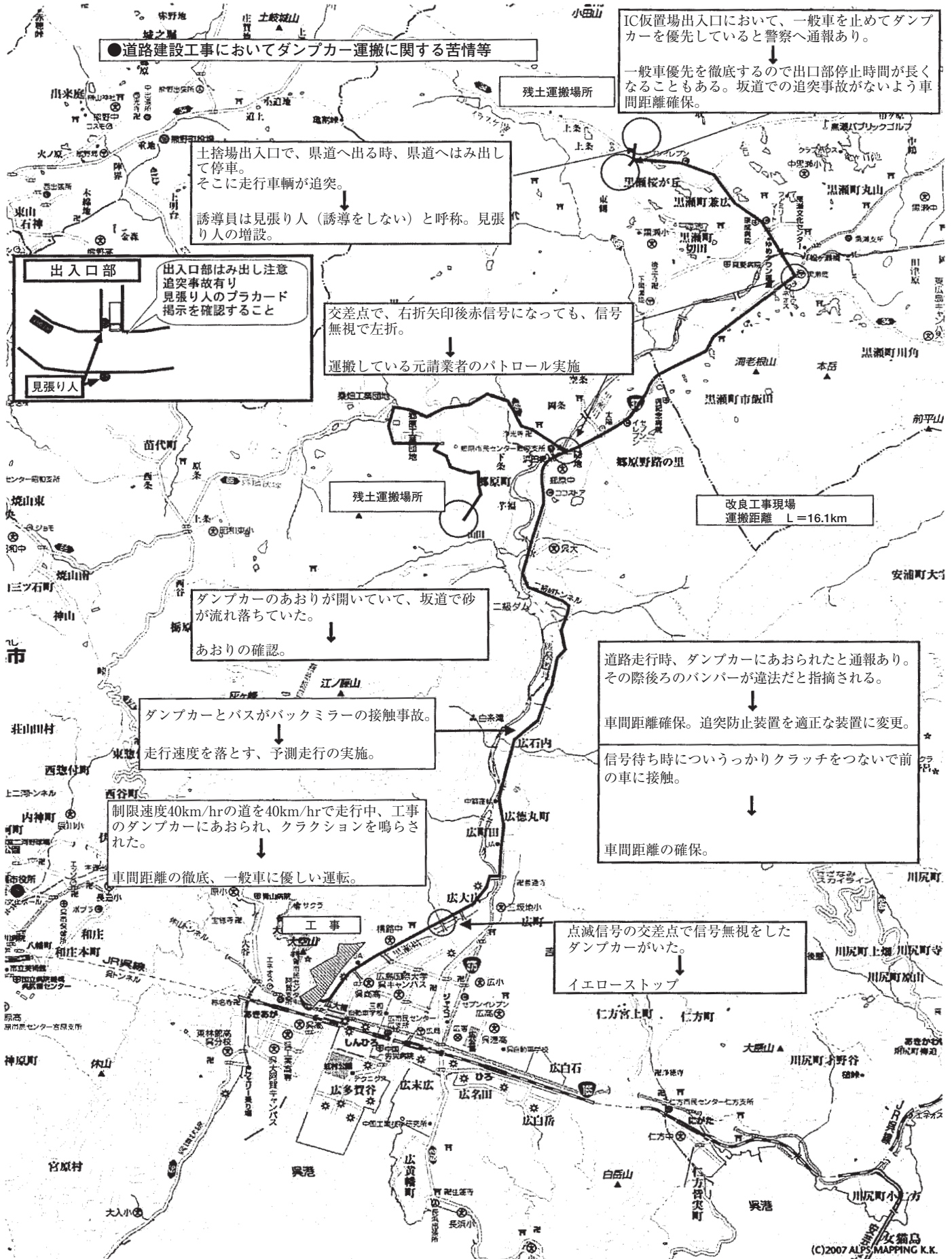
印 許可番号 00000

○ △ ○ △ 作業所

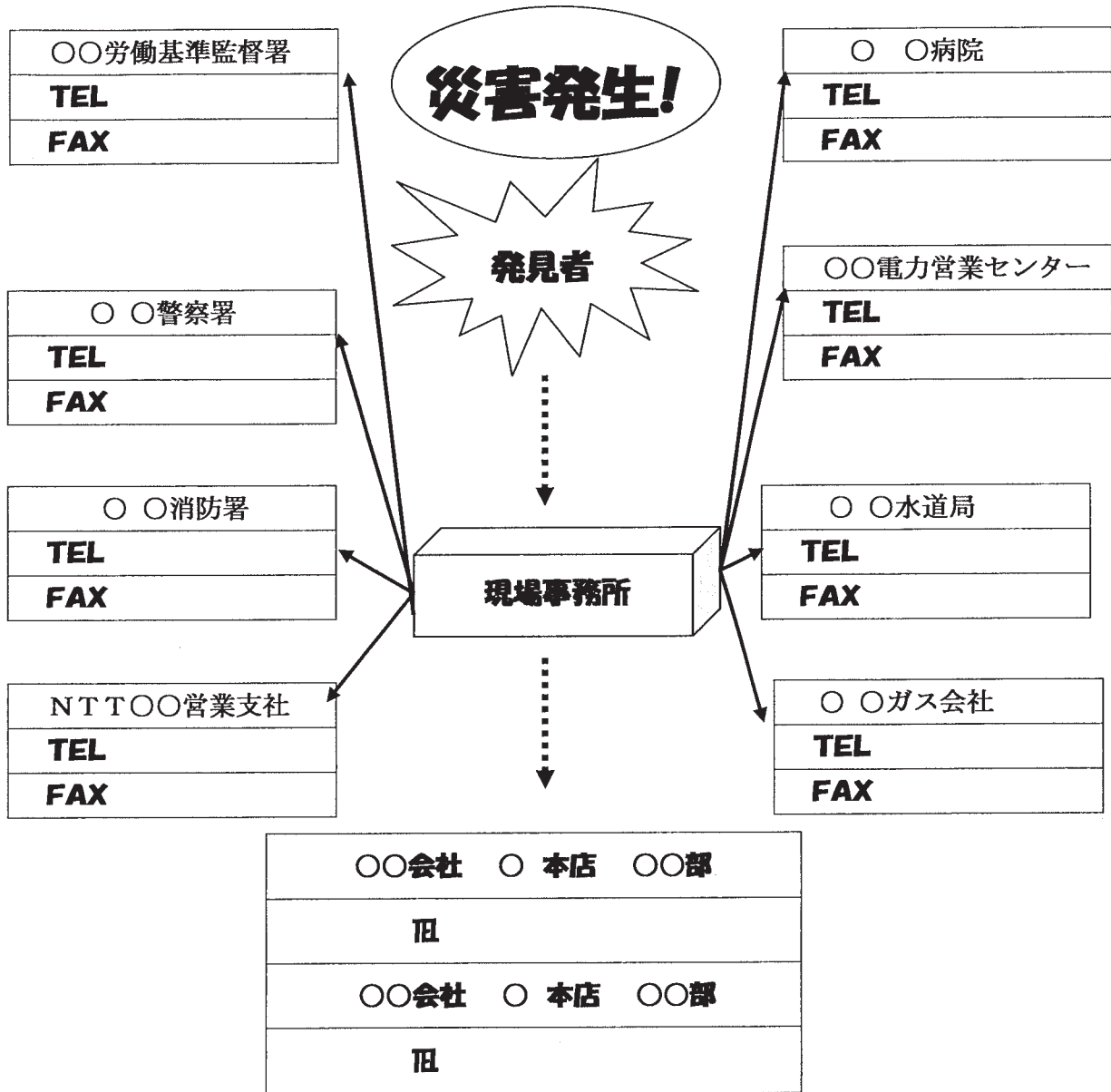
ダンプ運搬ルール

- 1 交通安全マップを確認し、交通事情及び危険箇所を認識し決められた運行経路を必ず走行すること。
- 2 一般道走行時はシートベルト着用や制限速度等交通ルールを厳守すること。
- 3 車両のフロントガラスに必ずステッカーを明示すること。
- 4 現場内ではヘルメットを着用（あごひもの適正使用）し、サンダル等のかかとのない履物で荷台に昇降しないこと。
- 5 現場への出入り、掘削土積み・降ろしの際は必ず誘導員の合図に従うこと。
- 6 現場では制限速度を厳守すること。 [当現場 制限速度 10km
受入先 制限速度 20km]
- 7 待機時はアイドリングストップを行い、騒音を出さないよう配慮すること。
- 8 掘削土積み時、過積載に注意すること。また、積み後シートで覆い、飛散防止を徹底すること。
- 9 交通事故・故障などトラブルが発生した場合、すぐに現場責任者に連絡すること。
(現場責任者 ○△建設(株) 安全 090-1234-5678)

苦情KYマップ



緊急時連絡体制表



〇〇会社 〇組 連絡先一覧表

氏名	電話
工事事務所	

新規入場運転者の皆さんへ

(2部作成)

当現場においては次の注意事項を順守してください。

〇〇〇工事作業所

1 ダンプカーの運転者さんへ

【現場入退時及び場外では】

- ・当工事現場への入場は入場許可証が必要です。
(入場許可証はフロントガラスの内側の見やすい位置に掲示してください。)
- ・現場入退時はゲート誘導員の指示に従ってください。
- ・事前に決められた運行経路、搬出入経路及び入場時間を順守してください。
- ・A、B、Cゲートとも搬出の際は左折してください。
- ・自重計により、積載量を必ず確認してください。
- ・場外に出る際は、土砂飛散防止シートを必ず掛けてください。
- ・車体及びタイヤの清掃状況を確認してください。
- ・道路では交通法規を順守して安全運転をしてください。
- ・フロントガラスに装飾板の取付けや、巻込み防止小窓をふさぐ等しないでください。
- ・入場前の一時停車時は、エンジンを止めてください。(アイドリングストップ)
- ・タコメーター・発煙筒・赤ランプ等は必ず装備してください。

【現場内では】

- ・場内は徐行運転を順守してください。
- ・構台上での荷下ろし等、車上で作業を行う場合は、構台と手摺際より1m以上車両を離して止めてください。
- ・積荷作業中はエンジンを止めてください。

2 重機オペレーターさんへ

- ・作業区画及び旋回半径の立入り禁止措置の確認をしてください。
- ・作業中は運転席のドアを確実に閉めてください。
- ・過積載は絶対にさせないでください。
- ・作業中以外の時はこまめにエンジンを止めてください。(アイドリングストップ)

3 その他共通事項

- ・過積載は絶対にしないでください。
- ・場内で車外に離れる時は、安全帽を着用してください。
- ・運転時は足元の滑りにくい靴を使用してください。(サンダル・スリッパ等禁止)

以上の注意事項を守って、安全運転及び作業を行ってください。

受講日	年 月 日	車両番号		受講者名	
-----	-------	------	--	------	--

新規入場者教育シート (第一面)
(ルール順守誓約書)

事業所名 _____ 印
 実施者 _____
 工事名 _____ 実施年月日 _____ 年 月 日

以下の申告事項は、労働安全衛生法等の諸法規に基づき、〇〇〇〇〇〇〇〇の事業所における従事者の安全衛生管理のみに使用する。個人情報保護法に基づき、取扱いに注意する。

申告事項	確認	所長			担当	
氏名						男 女
生年月日	年 月 日					満 才 月
現住所						tel - -
緊急住所						
連絡先氏名	続柄()			tel - -		
雇用主				上司氏名		
延経験年数	延 年 ヶ月		現在の勤務先の在籍年数		年 ヶ月	
過去に休業4日以上 の被災経験	ない	ある()	血液型	A・AB・B・O		
現在の体調	良い		悪い		通院中	
不具合の部位・状況						
体に支障のある作業						
今までに怪我又は病気の有無						
怪我又は病気の名称	ある		ない			
その怪我又は病気の時期	年頃					
その怪我又は病気の経過状況	完治		通院中			
最近受診した健康診断の年月日	年 月 日					
診断結果の注意事項						
一人親方ですか	はい	いいえ	労災保険の特別加入の有無		有	無

所有する資格

[免許]

クレーン (5t以上)

移動式クレーン(5t以上)

大型特殊自動車

[建設業法資格]

土木施工(1・2)

建築施工(1・2)

建築士(1・2)

[技能講習]

地山掘削

土留め支保工

型枠支保工

足場の組立て解体

鉄骨の組立て作業等

コンクリート工作物解体

コンクリート破砕機

木造建築の組立て

酸素欠乏危険作業

特定化学物質等

乾燥設備

ガス溶接

車両系建設機械

玉掛け

移動式クレーン(5t未満)

不整地運搬車(1t以上)

フォークリフト(1t以上)

解体用ブレーカ(3t以上)

[特別教育]

車両系建設機械(3t未満)

不整地運搬車(1t未満)

ローラー

高所作業車(10m未満)

巻き上げ機

玉掛け(1t未満)

移動式クレーン(1t未満)

研削と石

アーク溶接

フォークリフト(1t未満)

解体用ブレーカ(3t未満)

コンクリートポンプ車

職長・安全衛生責任者教育

ルール順守誓約書

- ① 新規入場の際上記教育を受け、そのルールを順守します。
- ② 同じ現場で働く同僚の、不安全行動等のルール違反は、見逃すことなく注意し災害防止に努めます。
- ③ 現場内を整理整頓し、イメージアップに努めると共に、第三者の災害防止に努めます。
- ④ ルールを守らないことにより、現場からの退場を命じられた場合、その処分に従います。

年 月 日

会社名

氏名

_____ 印

ヒヤリ・ハット運動

“ヒヤッ”とした“ハッ”としたり、いわゆる人身事故にならずに済んだ事故（ヒヤリ・ハット）を取り上げ、その原因を取り除く安全運動です。

全員に1日1件の報告をさせ、直ちに何十件ものヒヤリ・ハット事例ができます。同一内容のものは、直ちに安全教育等を徹底して改善に取り組む安全管理活動を実施しています。

「ヒヤリ」・「ハット」報告書

年 月 日

所 長		担当者

どうして		<div style="border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;"> 【原因は何か】 ・見えなかった ・気がつかなかった ・イライラしていた ・疲れていた ・眠かった ・知らなかった ・面倒だった ・わからなかった ・考えなかった ・他のことを考えていた ・危ないと思わなかった ・指差呼称していなかった ・速度が出過ぎていた ・あわてていた ・心配ごとがあった ・その他 </div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;"> 【災害想定】 ◆人身事故：擦り傷、通院、大怪我、死亡 ◆物件事故：小破、大破、玉突き、その他 ◆設備破損：道路施設、民家、公共施設、その他 </div> <div style="padding-bottom: 5px;"> 【所長コメント】 </div>
いつ	年 月 日 () 時 分 曜 ()	
どこで		
何をして いるとき		
略図		
概要		
原因・反省・改善したこと		

(注) 該当する項目に○印を付けてください。

交通 - K Y 運動

交通 - K Y マップ

(交通ヒヤリ・マップ)でゼロ災運動ヨシ!

自分の身体の一部のようになってしまった自動車。注意をしてい
るつもりでも、つい馴れてしまって、どんな人でも、ウツカリ、ボン
ヤリ、手抜き、省略をしかねません。馴れによって鈍くなった感受性
を高めるために、そして、絶対に事故を起こさないために、さらに、
向こうからぶつかってくる“もらい事故”をも防ぐ防衛運動のために
も、交通-KYマップを作って大いに活用しましょう。

心の中で 声出し確認-KY

自問自答項目

1. ぶつからないか
2. 接触しないか
3. 巻き込まないか
4. スリップしないか
5. 飛び出してこないか
6. (前車が)急停車しないか
7. 追越し、割込みがないか
8. 追突されないか
9. その他はないか

ゼロ災運動・指差呼称項目

- [発進・停止]
1. シートベルト ヨシノ
 2. ドアロック ヨシノ
 3. 発車 ヨシノ
 4. バック ヨシノ
 5. 駐停車位置 ヨシノ
 6. サイドブレーキ ヨシノ
 7. 後方確認 ドア半開き ヨシノ
- [走行中]
1. スピード○○キロ ヨシノ
 2. 車間距離○○メートル ヨシノ
 3. カーブ(交差点)減速 ヨシノ
 4. 交差点、右ヨシノ/左ヨシノ/前方ヨシノ
 5. 信号(青、黄、赤) ヨシノ
 6. 歩行者(自転車) ヨシノ
 7. 車線変更(うしろ) ヨシノ
 8. 減速(ブレーキ)(うしろ) ヨシノ
 9. 追越し(追抜き)(左、右) ヨシノ
 10. (横) 徐行 ヨシノ
 11. プレキ対応 ヨシノ
 12. 一時停止(左、右) ヨシノ

図一 I 交通ヒヤリ・メモ

経路 自宅ニュータウン—飯田橋—現場

記号	No	場所	ヒヤリ・ハット	対策(指差呼称項目)
△	1	T字路、左道号	左の信号をみて右折しよつとしたら、右からバイク	
	2	せまい橋	対向大型車接近	
△	3	ゆるいカーブ	カーブのかげ、路地から子供飛び出し	ブレーキ対応 ヨシノ
△	4	連続カーブ	センターラインオーバーで対向車接近	カーブ減速 20kmヨシノ/車間距離 30mヨシノ
△	5	市街地十字路手前	前のトラック急停車	
	6	踏切り、手前三又路	左からムリな割込み	
△	7	踏切り、渡った後の十字路	対向車線混雑、右折困難	

交通-KYマップの作り方① 交通ヒヤリ・メモ (図一I)

- ヒヤリの数5-7項目
- 「ここは危ない」……△
- 「ここは危ない」……△
- △印は、対策(指差呼称項目)

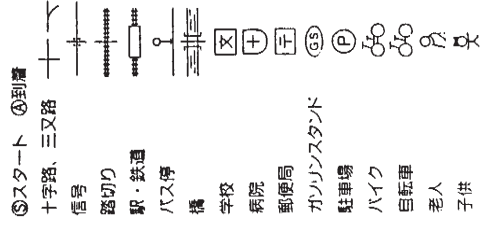
あなたの交通ヒヤリ・マップ

経路

交通-KYマップの作り方② 交通ヒヤリ・マップ (図一II)

- 進行経路……太い線
- ヒヤリ箇所……△
- 脇道……細い線
- △印は、対策(指差呼称項目)を記入
- 地図記号(学校・病院)を記入

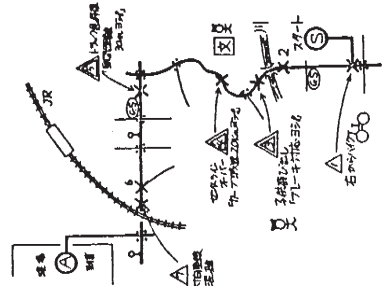
地図記号



図一 II 交通ヒヤリ・マップ

経路 【例】

自宅ニュータウン—飯田橋—現場



安全運転管理者等

運 転 日 誌


年 月 日

車両番号 _____

天候 晴 曇 雨 雪

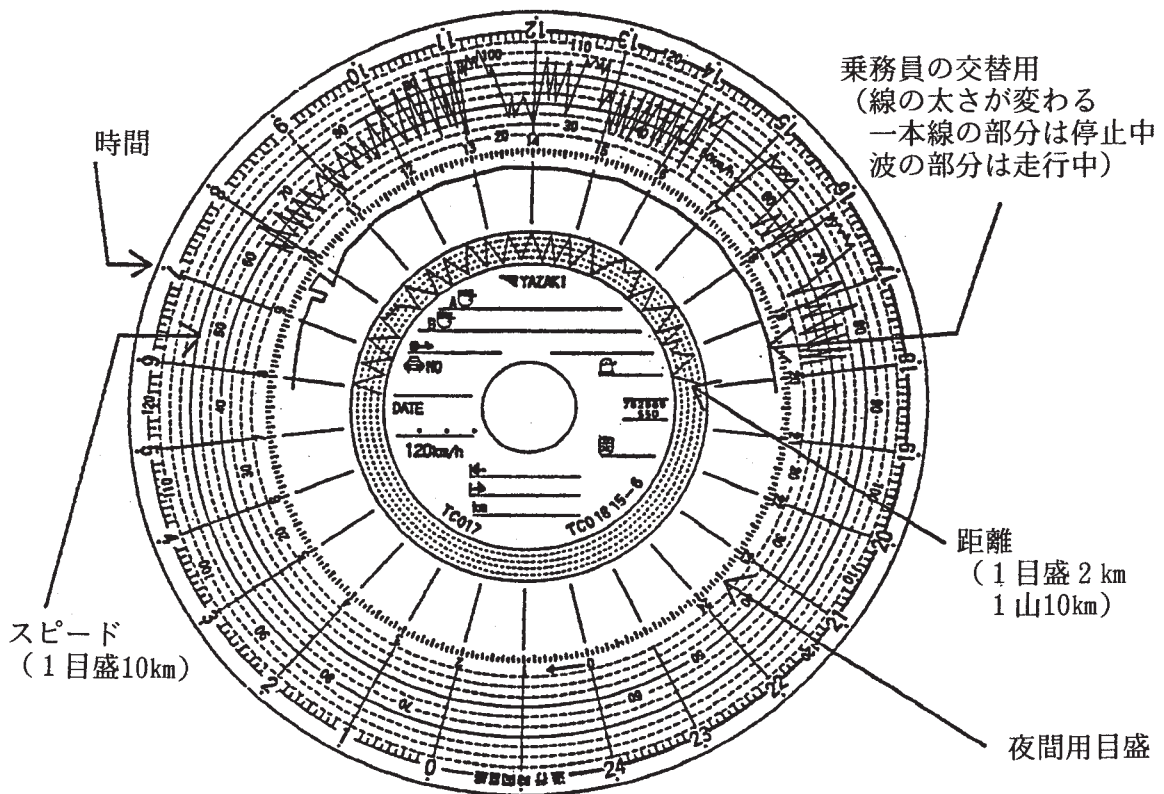
運転者氏名 _____

指示された事項	1. 作業所名	2. 入所時刻 時 分						

3. その他								
給 油	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>タコグラフ貼布</p>  </div> </div>							
軽 油			ℓ					
エンジンオイル			ℓ					
走行距離								
終業時メーター	km							
始業時メーター	km							
今日の走行キロ	km							
輸送区間	品名または 作業内容	数 量	回 数	作 業 時 間				備 考
				車庫発	作業開始	作業終了	車庫着	
運転者記入欄（なんでも）								

運行記録計（タコグラフ）の見方

(1) 運行記録計の記録紙（チャート）の全体的な見方は下図の通りです。



○ 基本的な見方として記録紙（チャート）は、横軸方向に時間（0時から24時）を、縦軸方向に速度（0 km/時～120km/時）を示しています。

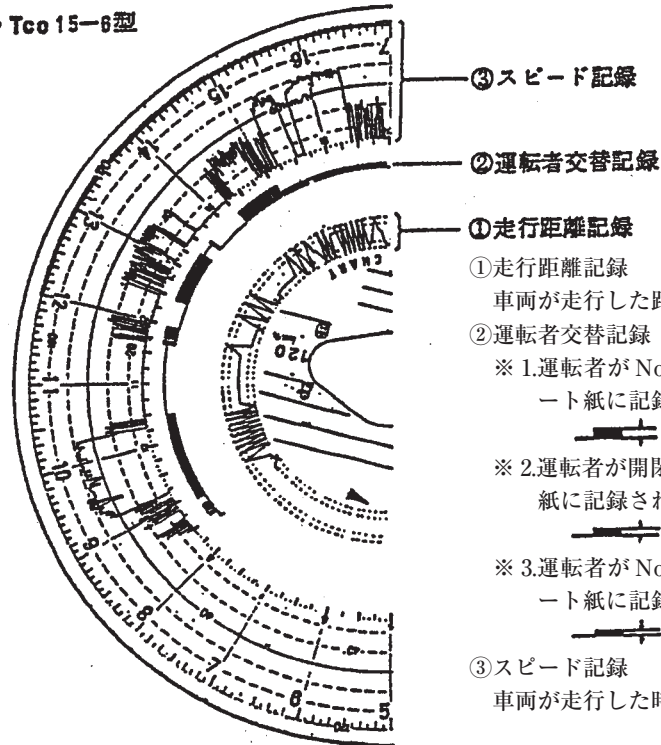
一方、横軸方向の時間については、6分割されているため1分割で10分単位の判読が出来、1分割は更に2分割の目盛があるため5分単位迄読むことが出来ます。なおベテランの運行管理者、安全運転管理者になれば1分単位まで読み取ることが出来ます。

また縦軸方向の速度については、10km/時単位で目盛が表示されています。

(2) 部分的な見方は下図の通りです。

○ 運転者交替記録針付

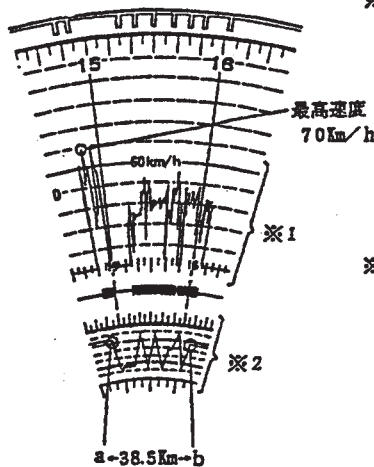
• Tco 15-6型



- ① 走行距離記録
車両が走行した距離の記録 1山 10km
- ② 運転者交替記録
※ 1. 運転者がNo.1のキーを使用した場合、チャート紙に記録される記録巾は約 2.1mm です。
—+— 約 2.1mm
※ 2. 運転者が開閉キーを差込んだ場合、チャート紙に記録される記録巾は約 1.4mm です。
—+— 約 1.4mm
※ 3. 運転者がNo.2のキーを使用した場合、チャート紙に記録される記録巾は約 0.7mm です。
—+— 約 0.7mm
- ③ スピード記録
車両が走行した時刻と速さの記録

〔出典〕「運行記録計のすべて(教本)」、矢崎総業株式会社編集、計装機器事業部発行。

○ スピード記録と走行距離記録



※ 1. この記録は約14時49分より14時57分までの間走行し、約17分の停車後15時14分頃に再度走行開始し約34分走行し約2分の停車をはさんでその後16分走行しております。

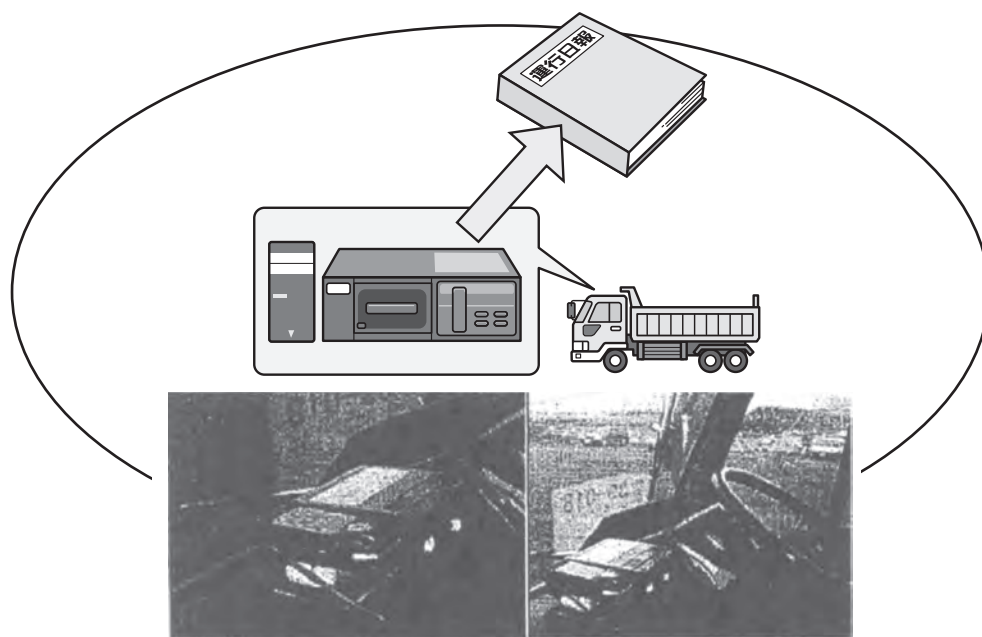
このスピード記録中最高速度は14時51分頃の70km/hです。

※ 2. この時の走行距離記録は1山が10km走行ですからa-b間で38.5km走行した事に成ります。

〔出典〕 前掲と同じ。

デジタルタコグラフを活用した安全運転管理

- デジタルタコグラフは、電磁的方法によってメモリーカードに運行記録を入力します。
- 走行後に、そのメモリーカードをパソコンにセットすれば即時に、自動で走行状況の分析が行われます。
- 記録される情報量が多く、誰でも情報解析が容易にできます。
- 走行中に速度超過、急加速、急減速の警告を運転者に行うことができます。
- 走行後に速度超過、急加速、急減速などの詳細な情報に基づく安全運転の指導ができます。
- 走行後に省エネ運転の指導ができます。
- 走行後に点数による客観的な安全運転の総合評価ができます。
- 走行後に連続運転時間の指導ができます。
- パソコンで出力する運転日報を利用して、次回の走行計画へ反映することができます。
- 通信機器と連動すると、リアルタイムで運転状態を把握することができます。



メーター設置状況

安全運転日報

DT63

00002887

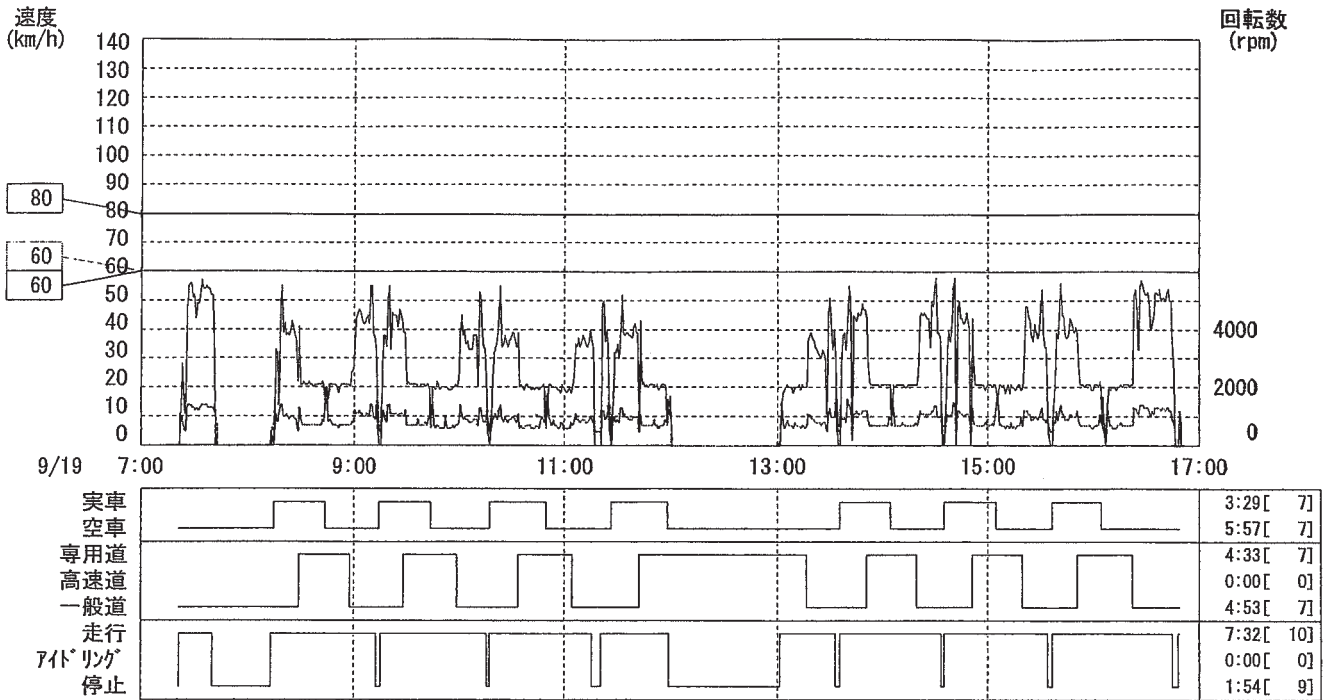
出力日付:

Ver:11.00

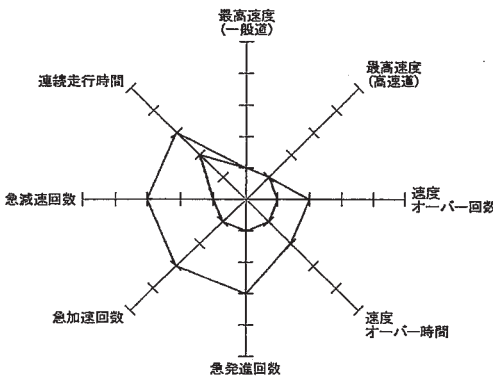
2887乗務員

ページ : 1/1

運行日付	2009/09/19 ~ 2009/09/19	運行時刻	7:22:06 ~ 16:48:45
乗務員所属	0001 本社	同乗者	
車両		1 ダンプ	ハンドル時間 7:32
車両所属	0001 本社	走行距離	189.48km
累積走行距離	735,536.34km ~ 735,725.82km	走行時間	7:03:37

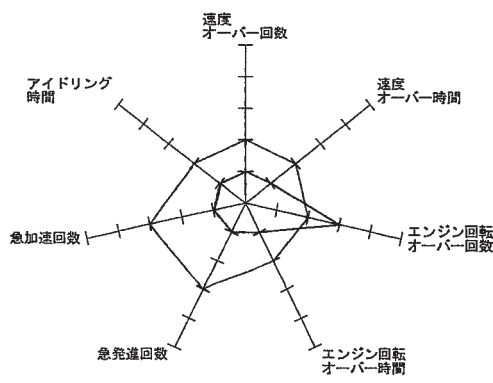


安全運転分析



項目	実測値	点数	評価	コメント
最高速度(一般道)	58km/h	20	A	今後も余裕を持って運転してください
最高速度(高速道)	—	—	—	
速度オーバー回数	0.0回/h	40	A	今後も余裕を持って運転してください
速度オーバー時間	0.0%	40	A	今後も余裕を持って運転してください
急発進回数	0.0回/h	100	A	今後も余裕を持って運転してください
急加速回数	0.0回/h	100	A	今後も余裕を持って運転してください
急減速回数	0.0回/h	100	A	今後も余裕を持って運転してください
連続走行時間	1:08	80	B	今後も計画的に休憩を取りましょう
安全運転評価	—	96	A	今後も高水準を維持できる様心掛けましょう

経済運転分析



項目	実測値	点数	評価	コメント
速度オーバー回数	0.0回/h	40	A	今後も余裕を持って運転してください
速度オーバー時間	0.0%	40	A	今後も余裕を持って運転してください
エンジン回転オーバー回数	2.5回/h	7	C	過回転を抑えるよう努力しましょう
エンジン回転オーバー時間	0.2%	40	A	今後も余裕を持って運転してください
急発進回数	0.0回/h	100	A	今後も余裕を持って運転してください
急加速回数	0.0回/h	100	A	今後も余裕を持って運転してください
アイドリング時間	0.0%	20	A	更なる環境にやさしい運転をしてください
経済運転評価	—	96	A	今後も高水準を維持できる様心掛けましょう
総合運転評価	—	94	A	今後も高水準を維持できる様心掛けましょう

—— 実測 - - - - 基準

土砂運搬の誓約書

「土砂積込場」「土砂降し場」「土砂運搬途中」について、運搬中の順守事項について、運搬者と現場所長が「誓約書」を作成し、事故防止を図っている。

〇〇株式会社 〇〇作業所
所長 殿

土砂運搬における順守事項

土砂積込場

- 1 場内入場時間は 〇〇時から厳守のこと、また、周辺道路での時間調整のため、
積込場への進入は 15 km/h 以下とする。
積込待ちの特機は所定の場所とする。また、待機中ダンプトラックのエンジンを停止させ、また、ラジオの音量を大きくして聞いたり、大声での会話は慎むこと
積込場所へのバックでの進入はバックホーのオペレーター若しくは誘導員の誘導に従うこと。
積載量は厳守すること。
積荷には必ずシート掛けを行なうこと。
出発時には現場事務所前で一時停止し、作業証明等の確認を受けること。
現場から一般道へ出る際、必ず一時停止をし、左右の安全確認するとともに誘導員の指示に従うこと。
現場において、運転席から外部に出る場合はヘルメットを着用すること。

土砂運搬途中

- 1 スピード制限等交通法規を厳守すること。
- 2 スクールゾーンにおいては、朝夕の登下校時の走行は特に慎重に運転すること。
- 3 一般車両を優先に通行させ、クラクションを不必要に鳴らさないこと。

- 4 交通事故、故障等不慮の事態が発生した場合には必ず 〇〇〇作業所に電話か無線で連絡すること。TEL
- 5 走行中は、携帯電話、無線は使用しないこと。

土砂降し場

- 1 降し場所へのバックの進入は、バックホーのオペレーター若しくは誘導員の誘導に従うこと。
 - 2 場内運行速度は 15 km/h 以下とする。
 - 3 ダンプアアップの際、転倒には十分注意すること。
 - 4 一般道へ出る際は必ず一時停止し、誘導員の誘導に従うこと。
 - 5 現場において、運転席から外部に出る場合はヘルメットを着用すること。
- 貴作業所の工事施工にあたり、順守事項を確認のうえ、これを守ることを誓約します。

年 月 日

協力会社名

運転者

車両番号

印

〔安全教育関係〕

新規入場時教育実施記録

新規入場時及び作業内容変更時の教育終了後、受講者に対し、順守事項を明示した教育記録を配布して、順守事項を守って安全作業に従事する旨の誓約をさせている。

教育実施記録は、教育対象者に応じ次の三種類のものを作成している。

- ① 一般作業用（省略）
- ② トラック運転者
- ③ 車両系建設機械等オペレーター用

作業区分：トラック運転者

新規入場時（作業内容変時）教育記録					
作業所名			協力会社名		
統括安全衛生責任者	次長・主任	実施担当者	安全衛生責任者	班名	実施者
住所				職種	
氏名			入場年月日		
生年月日			健康状態・血液型	型	
<ol style="list-style-type: none"> 1 毎日作業前のミーティング、安全集会等には必ず出席します。 2 常時、健康、服装に注意し、具合の悪い時は責任者に申し出て指示を受けます。 3 始業点検を行い、毎日チェックリストで確認記録します。 4 運転免許証は常時携帯して就業します。 5 決められた進入路、作業用道路上を責任者の指示により運行します。 6 自分の運転する車は勿論、重機の前後進、旋回時には常時周囲の人、物に細心の注意をして安全運転します。 7 集土、積込、荷扱等作業で上下作業となる時は打ち合わせ指示に従います。 8 駐車（給油時含む）時はエンジンを止め、車止めをし、キーを外し保管します。 9 整備修理の場合は、作業荷台に降下防止のため安全支柱、安全ブロックを使用し、責任者に申し出所定の場所で規定の手順で行います。 10 一般道路では交通法規を守り、第三者や他の車に迷惑はかけません。 11 安全標識、看板、安全設備等は大切に取扱い、立入禁止区域には出入りしません。 12 終業時は定められた場所で安全に駐車して終業点検をします。 13 作業所規則及び現場特記事項を守って就業します。 14 事故が発生した場合には、負傷者等の救護のほか、その大小に関わらず責任者に報告し、指示を仰ぎます。 					
<p>上記事項を守り安全作業に従事します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡先 _____</p>					

作業区分：車両系建設機械等オペレーター

新規入場時（作業内容変時）教育記録					
作業所名			協力会社名		
統括安全衛生責任者	次長・主任	実施担当者	安全衛生責任者	班名	実施者
住所				職種	
氏名			入場年月日		
生年月日			健康状態・血液型	型	
<ol style="list-style-type: none"> 1 毎日作業前のミーティング、安全集会等には必ず出席して作業計画、手続書を順守して作業を進めます。 2 常時、健康、服装に注意し、具合の悪い時は責任者に申し出て指示を受けます。 3 始業点検を行い、毎日チェックリストで確認、記録します。 4 車両系建設機械技能講習修了証は常時携帯して就業します。 5 きめられた進入路、作業用道路上を責任者の指示により運行します。 6 重機の前後進、旋回時には常時周囲の人、物に細心の注意をして安全運転します。 7 駐・停車、給油時はエンジンを止め、運転席を離れる時は、キーを外し保管し、逸走防止の措置を確実にを行います。 8 整備修理の場合は、責任者に申し出て所定の場所で正規の整備を行います。 9 修理の場合は、作業装置の降下防止のため、安全支柱、安全ブロックを使用します。 10 安全標識、看板、安全設備等は大切にし、立入禁止区域には立入りません。 11 終了時の駐車は、定められた場所で安全に駐車して終業点検をします。 12 作業所規則及び現場特記事項を守って就業します。 13 就業中に転倒、打撲、擦り傷、切り傷等の事故・災害が発生した場合はその大小に関わらず、即刻職長又は責任者に報告します。 					
<p>上記事項を守り安全作業に従事します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡先 _____</p>					

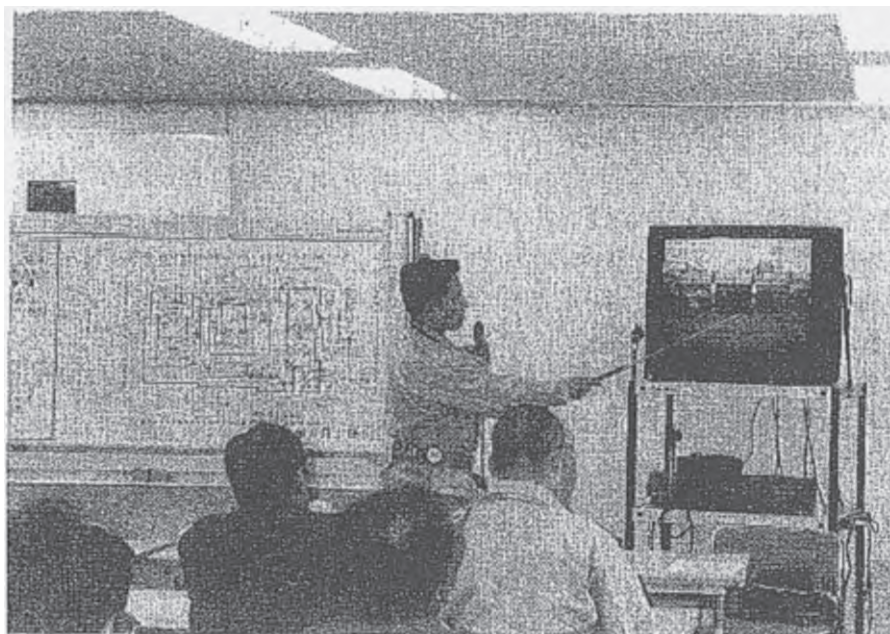
ドライブレコーダー等を活用した安全教育

ドライブレコーダーやデジタルカメラで撮影したものは、簡易にテレビに再現でき、安全教育に効果的である。

この作業所では、運行ルート等の危険箇所等を撮影して運転者に見せることによって、事前に危険箇所を実感させ、

- 学童通学路の状況
- 踏切の安全な通行方法
- 住宅街の通行方法
- 現場出入口の安全確認
- 運転者の服装
- 積載量の標準荷姿

等についての注意事項を伝達して、安全教育に活用している。



自動車運転の交通事故防止（10か条）

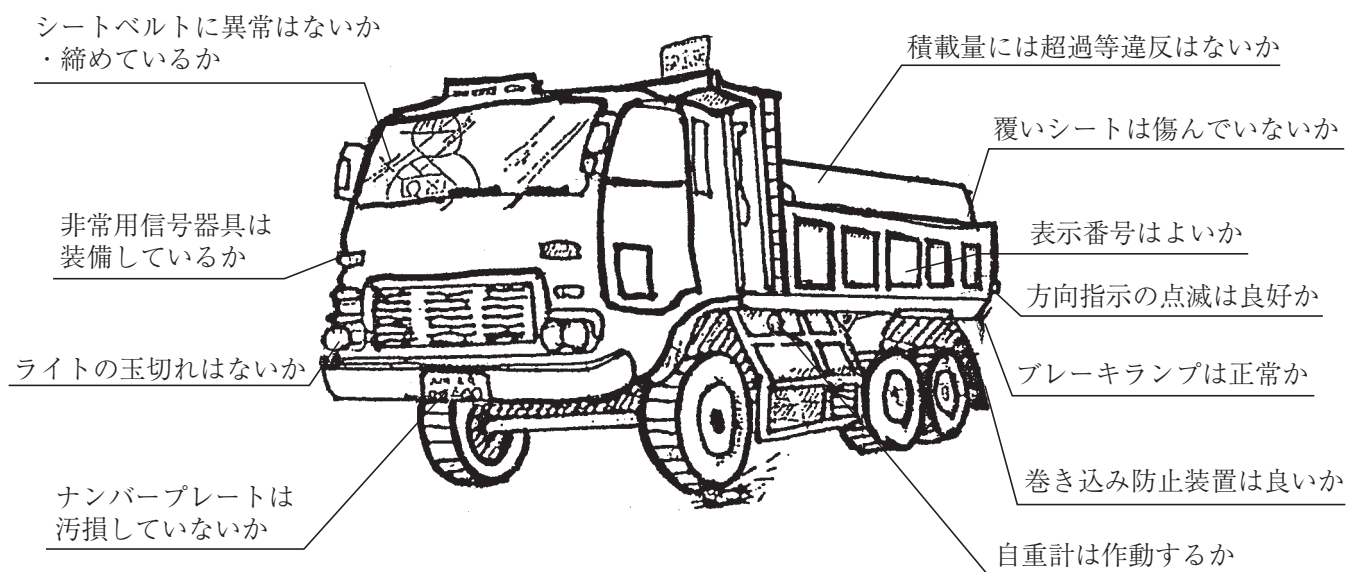
自動車の運転にあたっては、次の10か条を実践しよう。

工事現場に従事している運転者の安全教育資料として作成したもので、日常の安全教育や点検に活用している。

時	1	運転する前に	(1)	確実な日常点検の実施 (オイル・水・バッテリー液・ブレーキ・クラッチ・尾灯・ タイヤ空気圧等)
			(2)	運転免許証と車検証の携帯確認
	2	発進時に		車を一巡して自分の目で必ず確認 (バックミラーだけに絶対に頼らない)
所	3	交差点では	(1)	必ず一時停止・右よし・左よしの運転確認を
			(2)	信号はキチット守り、ダロウ運転は、絶対しない
			(3)	青信号でも減速進行で安全を確かめる
	4	右左折の際は	(1)	一時停止・徐行で安全運転を
			(2)	停止してくれた車の陰から直進してくるバイク等に注意
	5	裏通り等では		裏通り・住宅地の道路・駐車中の車の陰等からの子供の飛び出しに注意
人	6	高齢者等は		老人・子供・身障者を見たらよく注意する
動作	7	スピードは	(1)	法定速度の厳守と十分な車間距離
			(2)	危険な裏通りでは最徐行（いつでも止まれる速さ）を守る
	8	進路変更は		原則として進路変更はしない。やむなくする場合には、前後左右を自分の目でよく確かめてから
	9	バックは		できるだけバックはしない。やむなくする場合は、バック・オーライ！を十二分に確認してから
	10	駐車は	(1)	必ずエンジンを止め、サイドブレーキは最後まで引く
(2)			勾配のある坂道では、必ずギアを入れ車止めをする	
(3)			違法駐車は絶対にしない	

ダンプカーの日常点検のポイント

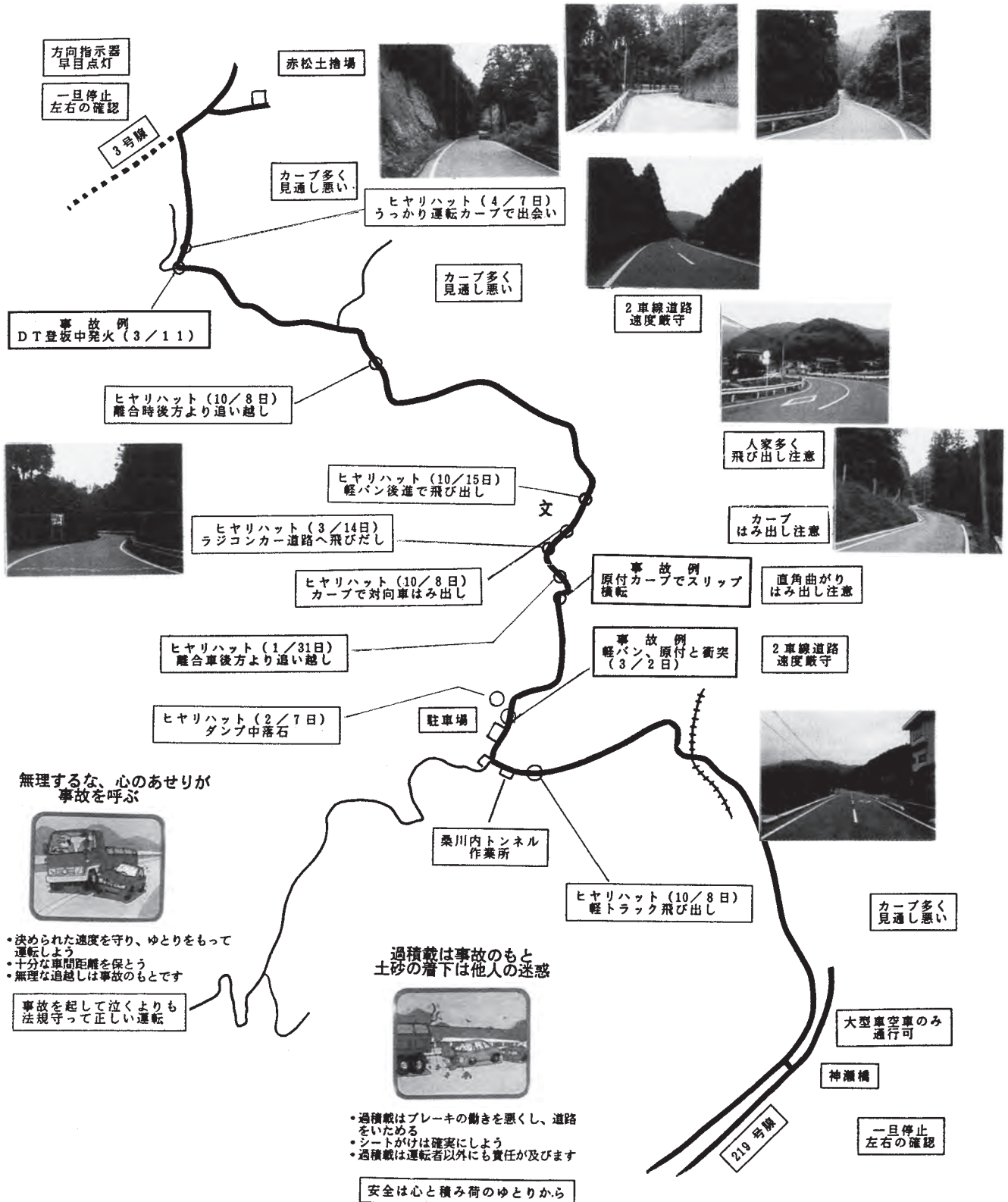
下記の点検事項を順守し運転マナーも模範となるよう心掛ける。



「交通危険マップ」を活用しての交通事故防止

交通安全対策資料として作成した「交通危険マップ」を元請会社・協力会社等工事関係者に配布して、運行ルートの交通事情を把握させ、工事関係車両の事故防止に効果を上げている。

交通危険マップ



〔安全点検関係〕

ダンプカーの日常点検基準

(自動車点検基準第1条関係「事業用自動車、自家用貨物自動車等」)

点検箇所	点検内容	良否
ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。	
	2 ブレーキの液量が適当であること。	
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。	
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。	
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	
タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。	
	2 亀裂及び損傷がないこと。	
	3 異常な磨耗がないこと。	
	※4 溝の深さが十分であること。	
	5 ホイール・ナットの脱落・緩みや、ホイールの折損等の異常がないこと。	
バッテリー	※液量が適当であること。	
原 動 機	※1 冷却水の量が適当であること。	
	※2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。	
	※3 エンジン・オイルの量が適当であること。	
	※4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。	
	※5 低速及び加速の状態が適当であること。	
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。	
ウインド・ウォッシャー及びワイパー	※1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 ※2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。	
エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。	
運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。	
前日の運行における異常箇所		
不良箇所及び処置		

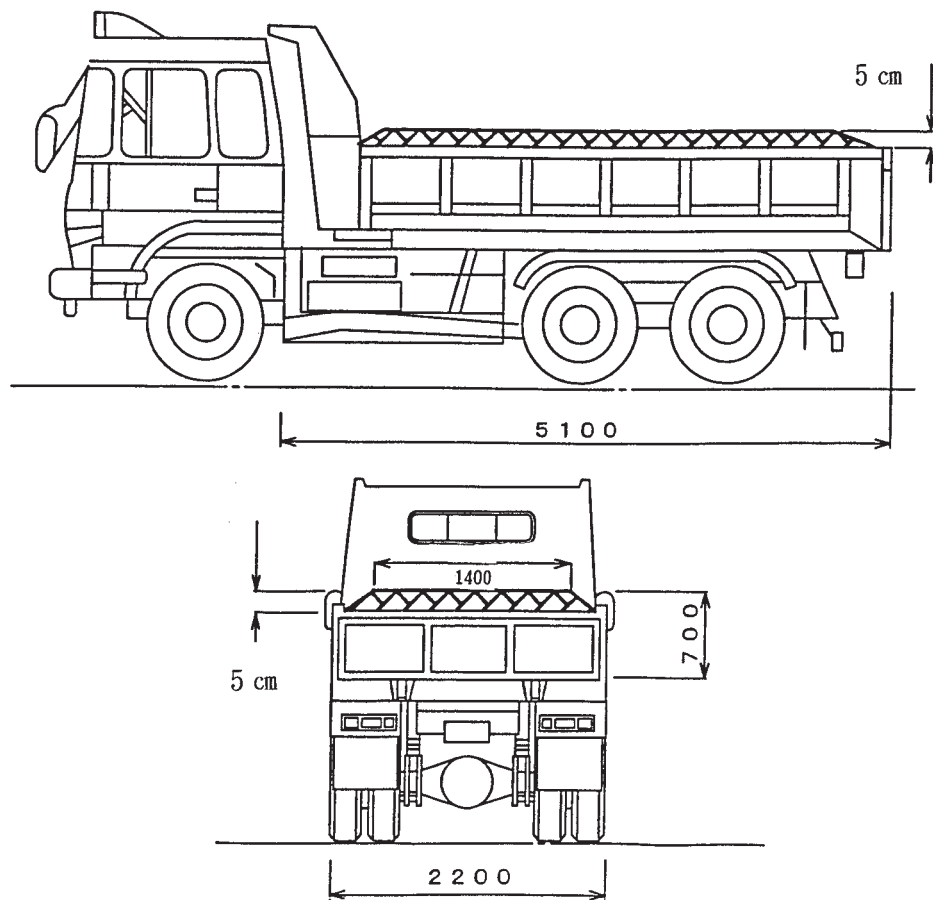
(注) ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。(点検 良○ 否×)

ダンプカーの積載制限姿図

▽ オペレーターは下図を順守する。

残土積込に関する注意事項

- ◆ ダンプカーがバックする際は、クラクションにてストップ合図を行う。
- ◆ 運転席側から、順次積み込む。
- ◆ 荷台後部は、こぼれないよう、ポケットを設ける。
- ◆ タイヤの泥付着などを確認し、泥を落としてから搬出させる。



ダンプカーの簡易点検表

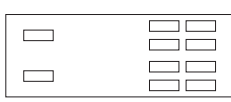
土砂等を運搬する大型ダンプカーを外見から簡易に点検する場合に、最も必要な10項目をあげている。

チェック方式なので、どこにいても短時間のうちに点検ができるという利点がある。

登録番号 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 _____ 才

	点検箇所	点検内容
1	運行記録計	チャート紙 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 時間は <input type="checkbox"/> 正確 <input type="checkbox"/> ずれ有り <input type="checkbox"/> 調節した
2	窓ガラス	フィルムの貼付 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 前面 <input type="checkbox"/> 右側面 <input type="checkbox"/> 左側面
3	速度表示装置	球切れの <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 1個 40キロ以下 2個 40キロをこえ60キロ以下 3個 60キロをこえる
4	後写鏡 (バックミラー)	右 <input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 不良 ・破損 ・なし 左 <input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 不良 ・破損 ・なし 直前 <input type="checkbox"/> 正常 <input type="checkbox"/> 不良 ・破損 ・なし
5	タイヤ	溝の深さ <input type="checkbox"/> 良 (1.6mm以上) <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 磨耗 <input type="checkbox"/> コード層の露出 <input type="checkbox"/> 亀裂 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">不良箇所</div>  </div>
6	巻込防止装置 (サイドバンパー)	堅ろうで、がたが無い <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良 (右 左) 高さは空車時 45cm以下 65cm以上 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
7	突入防止装置 (後部バンパー)	堅ろうで、長さは自動車の幅の60%以上 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良 (長さ cmで短い) 高さは空車時 70cm以下であるか <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良
8	荷台	ボディーを改造していないか 改造は <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 後部 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左) 後部に最大積載量の記載の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無記入 <input type="checkbox"/> 検査証と異なる
9	ボディーの 表示番号	検査証の番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 表示番号の有無 <input type="checkbox"/> 有 (検査証と同じか) <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 後部 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左) 規格に合うか <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良 後部 <input type="checkbox"/> 塗色が異なる <input type="checkbox"/> 大きさ <input type="checkbox"/> 書体が異なる 右 <input type="checkbox"/> 塗色が異なる <input type="checkbox"/> 大きさ <input type="checkbox"/> 書体が異なる 左 <input type="checkbox"/> 塗色が異なる <input type="checkbox"/> 大きさ <input type="checkbox"/> 書体が異なる
10	積載重量	自重計は作動するか <input type="checkbox"/> 良 最大積載量 kgのところ約 kg <input type="checkbox"/> 不良 故障

ダンプカーの追跡調査点検表

点検表を使用して、ダンプカーの土砂運搬状況を追跡調査させている。

点検表には、点検項目と点検結果、処置、対処を記入するようになっている。

追跡調査点検表

搬出業者：

車両番号：

搬出ルート：

点検日時：

天 候：

点検項目	結 果	処置・対処
積載制限は守られているか		
洗車状況は良いか		
シート覆をしており、後方からの荷こぼれの危険はないか		
出入口等の一時停止箇所では停止しているか		
交通誘導員の指示に従っているか		
決められた運行ルートを守っているか		
急発進・急停止をしていないか		
踏切での一時停止状況は良いか		
法定速度を守っているか		
イエローストップを守っているか		
第三者優先で運転しているか		
運転者の服装・態度・免許証の携帯はどうか		
非常用信号器具の準備は良いか		
ダンプアップで走行していないか		
	追跡者	

*良ならば√ 不可なら×

工事事務所・店社パトロール交通安全点検表による点検指導

交通事故を防止するためには、交通安全管理体制の整備、運転者等に対する交通安全教育、車両の整備と運行管理、交通保安施設の整備等の諸施策をもれなく実施する必要があるが、店社としても安全衛生管理等による定期的（毎月1日以上）な点検・指導が必要である。

工事事務所・店社パトロール交通安全点検表

点検実施日 _____ 年 月 日

点 検 者 _____

	点検項目	点検	是正を要する事項	是正の状況	確認
1	現場届出車両であるか（通勤車両）				
2	非常信号用具があるか				
3	運転者の服装・態度はどうか				
4	運転者の健康状態はどうか				
5	交通誘導員の誘導に従っているか				
6	交通安全教育は実施されているか				
7	車体点検の記録はあるか				
8	運転者名簿は整備されているか				
9	安全運転者管理者又は運行管理者が選任されているか				
10	緊急時連絡網が確立されているか				
11	積載オーバーはしていないか（特にダンプ）				
12	シート覆いがしてあるか（特にダンプ）				
13	交通ルールを守っているか				
14	決められた場所で待機しているか				
15	決められた運行ルールを守っているか				
16	作業所退場時タイヤ等清掃を行っているか				
17	歩行者通路は確保されているか				
18	保安施設の数は足りているか				
19	保安施設が破損していないか				
20	交通誘導員の配置状況・服装態度はどうか				
点検欄： 良好… ○ 一部不可… △ 不良… × チェック対象なし… / 備考					

道路使用現場チェックシート

道路使用に伴う交通事故防止を図るために、「道路使用現場チェックシート」を作成し活用している。

道路使用現場チェックシート					
〇〇作業所	作業内容			天候	
年 月 日 時		責任者			
項 目	チェック内容			結果	
				良	否
道路使用許可条件	・ 当日の許可条件を現場管理者は確認理解したか				
	・ 当日の許可条件を作業員全員に周知徹底したか				
	・ 許可条件の写しが設置されているか				
	・ 大型規制の許可を取ってあるか				
保安施設	・ 工事標示板及び迂回広報板の設置はよいか				
	・ 保安灯は整備され、点灯しているか				
	・ 保安柵は許可通り設置されているか。また、転倒の恐れはないか				
	・ 導流帯の設置角度が60度以内であるか				
	・ クッションドラムが適正に設置されているか				
	・ 歩行者通路及び車道部は許可通り設置されているか				
	・ 路面開口部の保安措置はされているか				
	・ 夜間施工時の照明は確保されているか				
交通誘導員 (ガードマン等)	・ 誘導員の反射チョッキ、腕章、表示棒、笛等の服装装備はよいか				
	・ 誘導員の態度・位置・方向・姿勢は適切か				
	・ 合図・誘導がてきぱきと解りやすいか				
	・ 工事車両を優先的に整理していないか				
	・ 誘導員を他の雑用に流用していないか				
環境整備	・ 歩行者通路に残土・資材等が散乱していないか				
	・ 作業帯を資材置場にしていないか				
	・ 不要資材等の放置はないか				
	・ 現場内の整理・整頓はよいか				

項目	チェック内容	結果	
		良	否
作業終了時及び周辺環境	・復旧・作業終了路面に段差落込はないか		
	・覆工板にバタツキ、ハネあがり、ズレ等はないか		
	・覆工板のすり付は3%以内か、また間隙、落込はないか		
	・道路標識・ガードレール等の破損はないか、また復旧はよいか		
	・白線等道路標示が消えていないか		
	・工事現場及び周辺の清掃はされているか		
	・道路上に保安施設・工事資機材の置き忘れはないか		
その他	・毎月〇〇日の交通安全日、全国交通安全運動実施の看板及び垂れ幕の掲示をしているか		

備考 巡視の結果 ○適正である ×不適正である

〔重機等安全管理関係〕

建設機械安全自主点検表

点検・整備の不備から発生する重機災害の防止を図るため、別紙のとおり重機別の自主点検表を作成している。

特定作業計画書の作成

クレーン運転者、作業指揮者、合図者、作業者等それぞれの役割を確実にこなすには口頭指示では不徹底であるため、別紙「特定作業計画書」を作成して、確実な作業を行い災害防止を図っている。

特定作業計画書 (移動式クレーン・杭打機等)

作業所

年 月 日 ()

元請確認サイン

措置義務者 打合せ参加者のサイン

作業条件	使用者名	リース会社名		
	吊り荷	最大吊り荷重量 (A)	kg	
作業内容	作業期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日		
	設置場所	右図参照	荷卸し場所	右図参照
揚重高さ	高さ	m	深さ	m
	最大作業半径	m		
機械名	種	クレーン検査証有効期限	定期自主検査実施日	
	性	定格総荷重	t (ジブ)	m (t)
性能	最大地上揚程	m (ジブ)	m (t)	
	最大作業半径	m (ジブ)	m (t)	
運転者名 (選任)	運転資格証	番号		
	合同者 (正) (副)	監理人 (指名)	作業指揮者 (指名)	
配置	玉掛作業責任者 (指名)	特別高圧送電線近傍作業 ・特別高圧送電線近傍の工作物建設、解体作業 ・架空線近傍の工作物建設、解体作業 ・移動式クレーンの組立、解体、移動の作業		
	玉掛作業責任者 (正) (副)	玉掛作業責任者 (指名) ・吊り荷、玉掛用具、玉掛け方法の確認、及びクレーン等の取付状況、運搬 ・吊り荷の落下等、不安全な状況に対する措置	番号	番号
立入禁止措置	玉掛作業責任者 (正) (副)	技能講習修了証	番号	番号
	場内運行通路	バリケード ・ ロープ ・ その他		
転倒防止措置	手台図	笛 ・ 旗 ・ 無線		
	玉掛ロープ等	φ	m	本
定格総荷重	kg	吊り器具等荷重	kg	= 定格荷重 (B)
架空線等	(A) 最大吊り荷重量 < (B) 定格荷重		判定: OK or NO	
運転手に対する指示事項	<ul style="list-style-type: none"> 安全装置の確認をすること 過巻防止装置の作動を確認すること 移動式クレーン性能を超えた運転をしないこと 安全装置を無効にしないこと 玉掛者、合同者との打合せを行うこと アウトリガーを最大張出しとすること 作業打合せ以外の作業をしないこと 過負荷防止操作解除キーは事務所で保管 		作成上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> 玉掛作業責任者 (玉掛作業者が兼務してもよい) 	
	※指示事項に○印を付すこと			

作業方法 (専門工事業者で記入)

指示事項 (元請で記入)

平面図 (移動式クレーン・杭打機等の配置図・立入禁止・合同者の位置等)

特定作業計画書（車両系建設機械・クレーン付きシヨベル）

様式 (OSH) -13-03-5

元請確認サイン

措置義務者 打合せ参加者のサイン

作業所 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () 曜日 _____ 天候 _____

作業条件	使用業者名	リース会社名	指示事項 (作業手順に対する)
	吊り荷	バケット容量	シヨベル作業
	作業内容	型式	
機種性能	使用建設機械名		
	特定自主検査実施日	年月日	
	最大吊り上げ荷重	t (性能表より)	クレーン作業
人員	運転者名 (選任)	資格・車両系技能講習 小型クレーン技能講習	
	作業主任者名 (選任)	技能講習修了	
	合図者 (指名) (正) (副)	誘導者 (指名)	
配置	玉掛作業責任者 (指名)	誘導者 (指名)	
	玉掛者 (選任) (正) (副)	技能講習修了証	
安全措置	立入禁止措置方法	バリケード、カラーコーン、フェンスバリケード、その他	
確認	作業地盤の補強		
	合図方法	手合図・笛・無線・ ()	
	玉掛ロープ等	φ _____ mm	
	最大吊り上げ荷重	kg	
	作業半径	m	
作業指揮者への指示事項	最大吊り上げ荷重	kg	
	作業半径	m	
	吊り荷重量を事前に確認すること	架空線等の位置	有り 無
	吊フック、外れ止め装置を確認すること	①切替レバーを作業の都度確認のこと。	
	玉掛用ロープの使用前点検の実施。	(クレーン仕様、シヨベル仕様)	
	点検テープ (色) の確認	②安全装置は絶対に切らないこと。	
	玉掛時バケットの直下に入らない。	③吊上げ荷重を越えないこと。	
	立入禁止区域は柵を設置する。	④機械の旋回内に人を立ち入らせないこと。	
	吊荷旋回時は必ず退避をさせること	⑤機械は平坦な場所に設置すること。	
	吊り荷下には人を入れないこと。	⑥クレーン作業は合図を確認すること。	
		⑦打ち合わせにない作業をしないこと。	
		⑧荷を吊り上げたまま作業を中断しないこと。	

※ 玉掛作業責任者 (玉掛作業者が兼務してもよい)

〔近隣等対策関係〕

年 月 日

町内 住民各位

建設工事開始のお知らせ

拝啓 皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ではあります、表記の件につきましてお知らせさせていただきます。本事業計画に關しましては、既に**年**月**日にお知らせ致しましたが、この度、**年**月**日より実際の工事開始の運びとなりましたので、ここに改めてお知らせ申し上げます。

工事期間中は皆様にも何かとご迷惑・ご不便をおかけ致しますが、工事に際し、騒音・振動・塵芥飛散の防止等、住民の皆様には極力ご迷惑がかからない様、最善の準備で臨ませて戴きますので、何卒、当事業に対するご理解・ご協力を賜ります様、宜しく願い申し上げます。

尚、計画に対するご意見・お問い合わせがございましたら、下記までご連絡頂きます様、お願い申し上げます。

末筆ながら、皆様方の今後の益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

計画概要

- 事業名称 (仮称)
- 計画地
- 敷 地
- 建物概要
 - ①. 用途
 - ②. 構造・規模
 - ③. 建築面積
 - ④. 延床面積
 - ⑤. 計画戸数
- 工事期間 **年**月**日～**年**月**日
- 工事内容 既存建物解体工事
(* **年**月**日～**年**月**日予定)
新築工事
(* **年**月**日～**年**月**日予定)
- 事業者
- 連絡先

地元町会との工事協定書締結

大規模工事、市街地での工事、騒音・振動を伴う工事、地下水に影響及ぼす恐れのある工事、ダンプカーの多く出入りする工事等においては、住民生活への影響が生じるので、その不安を除去するために、工事内容、住民生活への影響防止対策等について説明した後、工事に着手しなければならない。

まず、町内会長、商店組合長等に対して説明し、工事の施工について理解を得た後、住民説明会の開催やパンフレットの配布等により住民への理解を深めた上で町会長等代表者と「工事協定書」を締結することになる。

工事協定書の様式は、多種であるが、通常のもを掲載した。

工 事 協 定 書

〇〇〇町会（以下甲という）と事業主〇〇〇地区市街地再開発組合（以下乙という）並びに施工者〇〇〇〇（以下丙という）〇〇〇工事（以下「本件工事」という）に関し、協定事項を確認し各条項の誠意のある履行を約定するために本協定書を締結する。

第1条 （基本精神）

例、誠実・信義・互譲の精神を以て、終始円満な近隣関係の維持に努める措置等。

第2条 （工事範囲）

第3条 （工事期間）

第4条 （作業時間及び休日）

例、作業時間の設定、ただし、保安上（台風時の飛散防止作業等）又は作業工程上（コンクリート打設並びに打設後の佐官均し作業等）作業中断が不可能な場合は、作業時間を延長することができるものとする。その場合の作業時間の延長の設定（コンクリート均し作業や室内作業及び軽作業等で、当日中に作業の完了を要する近隣の皆様に振動及び騒音を感じさせない作業については、この限りでないものとする）。作業時間延長の場合には、照明設備により近隣の皆様へ影響を与えぬ方法を施す措置。

日曜日は休日とする。ただし、室内作業並びに近隣の皆様に騒音・振動を感じさせない軽作業については、日曜の作業ができるものとする。なお、日曜日の作業時間の指定。日々の作業内容については、「お知らせ看板」を設置し近隣の皆様にお知らせする等。

第5条 (騒音・振動の防止)

第6条 (飛散防止と周辺環境の美化)

例、敷地周囲を万能板で仮囲、建物周囲には養生ネット等を施す。粉塵・土砂・火花等の飛散の防止に努める。敷地内で残材の焼却・焚火の厳禁、敷地周辺の定期的に清掃の実施、近隣の美化に努める旨等。

第7条 (交通安全対策)

例、交通危険箇所交通誘導員を配置しての歩行者の安全確保。通学路については、事前に学校等と打合せを行い、児童の安全確保。工事用車両、作業員の通勤使用車両の駐車場確保による付近路上駐車迷惑防止措置等。

第8条 (工事用車両の運行)

例、所轄警察署の指示・指導に従い交通事故の防止の万全。通学路登校時間帯の工事車両出入禁止措置。工事車両場内待機中のアイドリングの禁止、その他、地域住民最優先通行の具体的措置。工事に関係する車両に通行証の掲示等。

第9条 (風紀対策)

例、作業員が近隣に迷惑をかけない厳正な監督指導の徹底。作業員が宿泊する寄宿舍等施設の設置の有無と設置時の防犯対策等。

第10条 (近隣建物の保全)

例、事前の立ち合いによる近隣家屋の現状確認のため写真撮影。万一、工事に起因して建設物等に破損を生じた場合の責任協議等。

第11条 (電波障害対策)

例、工事起因して電波障害が発生した場合、視聴が得られる責任等。

第12条 （管理体制）

例、苦情・要望に対処。不法就労者の出入り厳禁等。

上記以外の問題が生じた場合は、その都度、甲・乙・丙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

以上、本協定書の証として本書3通を作成し、甲・乙・丙は記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

丙

建設工事に伴う安全運転管理事例集

2022年4月

編集 一般社団法人日本建設業連合会
公衆災害対策委員会交通対策部会
建設三団体安全対策協議会
(日建連、道建協、埋浚)

発行 一般社団法人日本建設業連合会

〒104-0032

東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館

TEL 03 (3551) 8812

FAX 03 (3551) 0494
